

# STOP!!

## 嵐山町 住宅用の防犯用具購入で

# 空き巣被害 最大 **10,000 円** を補助します!

### 申請の流れ

- 1 対象の防犯用具を購入し、お店から領収書をもらってください。(領収書の記載内容は右ページ「必要書類」①をご覧ください。)
- 2 裏面の申請書兼請求書に必要事項を記入し、右ページ「必要書類」①～③を揃えて地域支援課へ申請してください。(郵送・電子申請でも申請できます)
- 3 申請書の確認後、指定口座への入金日の通知が届きます。

### よくある質問

- 問1** どんな防犯用具を買えば良いですか?  
**答** 右ページ「対象の防犯用具」を参考にしてください。  
その他、住宅侵入盗の被害防止を目的としている用具が対象となります。
- 問2** 補助額はいくらですか?  
**答** ●980円の防犯フィルムと3,000円の補助錠を購入した → 補助額は**3,980円**です。  
●33,000円の防犯カメラを購入した → 補助額は(上限の)**10,000円**です。  
●8,000円を現金(又はクレジットカード)で、残りの4,000円は保有するポイントを使って、12,000円のセンサーライトを購入した → 補助額は**8,000円**です。  
※(ポイントや商品券等の使用分は補助対象外となります。)
- 問3** 領収書の宛名が本人(申請者)以外の親族です。申請できますか?  
**答** **できません**。領収書の宛名は、必ず申請者と同一人である必要があります。

### ご注意

※申請書・領収書の名義・口座名義人は、同一であることが必要です。  
※申請者が住宅の所有者でない場合、所有者の同意を得てください。  
※防犯カメラを設置する場合、近隣住民のプライバシー保護に留意してください。

**対象者** 嵐山町民の方(町税の滞納がないこと)

### 対象の防犯用具

- 下記すべての要件を満たす新品のもの
- ①防犯カメラ・カメラ付きインターホン・補助錠・サムターンカバー・センサーライト・センサーアラーム・防犯フィルム等(合算可)
  - ②嵐山町内の自宅に設置するもの
  - ③令和8年7月1日以降に購入したもの
- ※特殊詐欺対策の電話機は補助対象外です  
※不明点については、防犯用具を購入する前にご相談ください

**補助額** 上限 **10,000 円**

※交付回数は1つの住宅につき1回です。  
※購入費及び設置費が対象です。(配送料・撤去費等は対象外)

### 必要書類

- ①嵐山町住宅防犯対策補助金交付申請書兼請求書(チラシ裏面)
  - ②領収書の**原本**(申請者氏名、購入年月日、購入品目を明記)
  - ③申請者名義の振込先の通帳(写し)
- 【注意】 領収書の宛名は申請者本人であることが必要です。  
インターネットで購入の際は特にご注意ください。

**申請期間** 地域支援課窓口・郵送・電子申請でも申請できます

令和8年7月6日～令和8年11月30日(平日 9時～17時)  
※予算額に達した場合、期間内でも締め切ります



町ホームページ・電子申請はこちら

不明点がある場合は、防犯用具を購入する前に地域支援課にご相談ください

〒355-0211 嵐山町大字杉山1030-1 嵐山町役場地域支援課 ☎0493-62-2152

(この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています)